

議会全員協議会資料【教育総務課】

古河市立小中学校の「春休み」及び「冬休み」期間の変更について

教職員の新学期に向けた準備期間を年度始めに十分確保し、教職員が「時間や業務に追われる」状態から「児童生徒を迎える」状態へと転換できるよう、市教育委員会では「古河市立学校管理規則」に定める休業日を改正しました。これにより、春休み・冬休みの期間が変更となります。

1 変更内容

学年始めの休業日（春休みの終わり）を2日延長し、代わりに、冬季休業日（冬休み）を1日短縮します。

休業日の区分	変更 前	変更 後	備考
学年始休業日	4月1日から 4月 <u>5</u> 日まで	4月1日から 4月 <u>7</u> 日まで	2日 延長
冬季休業日	12月25日から 1月 <u>7</u> 日まで	12月25日から 1月 <u>6</u> 日まで	1日 短縮

※国で定められた授業時数を十分に確保したうえでの日数調整

2 変更に至った経緯

教職員は春休みの期間中に、入学式の準備、教室の環境整備、児童生徒のアレルギーや指導上の配慮事項等の情報整理、学校・学年・学級の経営方針の決定など、新学期に向けた様々な準備を行っていますが、年度によっては曜日の関係で、実質3日間で子供たちを迎える準備をしなくてはなりません。

子供たちにとって4月は期待と不安が入り混じる時期でもあり、教職員が万全の体制で子供たちを迎えるため、春休みを2日間延長し、新年度の準備を行う時間を確保します。一方、冬休みを1日短縮することで、年度始めの授業が減る代わりに授業を行うようにします。

3 その他

今回の変更により、令和8年度は4月8日（水）から新学期が始まります。

また、入学式は、中学校が4月8日（水）午後、小学校が4月9日（木）午前に実施します。